

福祉拠点運営業務実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館市（以下「市」という。）が設置する福祉拠点の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「福祉拠点」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）

第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターおよび生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条第1項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を実施する機関（以下「自立相談支援機関」という。）を一体的に運営する機関をいう。

2 この要綱において、「地域包括支援センター運営業務（以下「センター運営業務」という。）とは、介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターが行う業務をいう。

3 この要綱において、「自立相談支援機関業務」とは、生活困窮者自立支援法第5条第1項に規定する生活困窮者自立相談支援事業をいう。

4 この要綱において、「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある者をいう。

(運営の基準)

第3条 福祉拠点の運営については、この要綱の定めによるほか、介護保険法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、生活困窮者自立支援法、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）および函館市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に必要な基準を定める条例（平成27年函館市条例第28号）によるものとする。

(事業の委託)

第4条 市は、第12条各号に掲げる事業および業務を、適切、公正、中立かつ効率的に実施することができるかと認めたと認めた社会福祉法人または医療法人へ委託するものとし、当該委託を受けた者（以下「受託法人」という。）は、第6条に定める担当圏域に福祉拠点を設置し、運営するものとする。

2 市は、センター運営業務の委託にあたっては、介護保険法施行規則第140条の67の2に規定する実施方針を受託法人に示し、市と受託法人がそれぞれの役割を理解しながら、一体的な運営を行うことができるよう体制整備を図るものとする。

(施設の名称)

第5条 福祉拠点の施設の名称は、「函館市地域包括支援センター〇〇〇〇」とし、市と受託法人で協議のうえ決定するものとする。

(担当圏域)

第6条 福祉拠点は、日常生活圏域（介護保険法第117条第2項第1号の規定により市が定める区域をいう。）ごとに設置するものとし、福祉拠点の担当圏域は、別表1のとおりとする。

(営業日および営業時間)

第7条 福祉拠点の営業日および営業時間は、市役所の開庁日および開庁時間に準じるものとする。

る。ただし、センター運營業務の実施にあたっては、営業時間外も電話等により緊急時に対応可能な連絡体制を確保するものとする。

(職員配置)

第8条 福祉拠点には、センター運營業務の実施にあたって、次に掲げる職員を常勤かつ専任で配置するものとし、その配置基準は、別表2のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者
- (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の6第1項第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第48号）附則第2条の規定により同号イ(3)に規定する主任介護支援専門員に該当することとなる者を含む。）をいう。）その他これに準ずる者
- (4) 事務職員

2 前項各号に掲げる職員のほか、センター運營業務の実施にあたって、介護支援専門員を配置することができる。

3 福祉拠点には、自立相談支援機関業務の実施にあたって、次に掲げるいずれかの職種を常勤かつ専任で配置するものとし、その配置基準は、別表2のとおりとする。

- (1) 主任相談支援員
 - ア 社会福祉士
 - イ 精神保健福祉士
 - ウ 保健師
- (2) 相談支援員兼就労支援員
 - ア 社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、介護支援専門員、キャリアコンサルタント、産業カウンセラーのいずれかの資格を有する者
 - イ 社会福祉主事社会福祉士の資格取得の意向のある者
 - ウ 介護福祉士で介護支援専門員の資格取得の意向のある者
 - エ 自立相談支援機関で相談支援業務に1年以上従事した経験のある者
 - オ その他の相談支援機関で相談支援業務に3年以上従事した経験のある者

(研修)

第9条 前条第3項に掲げる職員は、次に掲げる研修を受講するものとする。

- (1) 国および道が主催する生活困窮者自立支援制度人材養成研修
- (2) 市が実施する生活困窮者自立支援制度人材養成研修

(利用対象者)

第10条 センター運營業務の利用対象者は、市内に住所を有するおおむね65歳以上の高齢者とその家族（親族および介護者を含む）、地域福祉関係者および介護保険サービス事業者等とする。

2 自立相談支援機関業務の利用対象者は、市内に住所または現在地を有する生活困窮者とその家族（親族を含む）、地域福祉関係者および関係機関とする。

(利用料)

第11条 福祉拠点の利用料は、原則として無料とする。

(業務の内容)

第12条 福祉拠点は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) センター運営業務

ア 介護予防・日常生活支援総合事業

(ア) 介護予防ケアマネジメント業務（第1号介護予防支援事業）（介護保険法第115条の45第1項第1号ニ）

イ 包括的支援事業

(ア) 総合相談支援業務（介護保険法第115条の45第2項第1号）

(イ) 権利擁護業務（介護保険法第115条の45第2項第2号）

(ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（介護保険法第115条の45第2項第3号）

(エ) 生活支援体制整備事業（介護保険法第115条の45第2項第5号）

(オ) 認知症総合支援事業（介護保険法第115条の45第2項第6号）

(カ) 地域ケア会議推進事業（介護保険法第115条の48）

ウ 任意事業

(ア) 住宅改修支援事業（介護保険法第115条の45第3項第3号）

(2) 自立相談支援機関業務

ア 包括的・継続的支援

イ アウトリーチ支援

ウ 地域の情報共有機能の充実，社会資源開発の推進

エ 住居確保給付金の相談，申請受付および受給中の相談，指導，助言

(ブランチ)

第13条 第6条の担当圏域のうち東部圏域に福祉拠点を設置する受託法人は，地域住民の利便性を確保するため，第10条第1項の利用対象者からの相談をセンター運営業務の総合相談につなげるなど一般相談業務を行うブランチを設置するものとする。

2 ブランチには，次に掲げるいずれかの職員を常勤で配置するものとし，その配置基準は別表2のとおりとする。

(1) 看護師（准看護師を含む。）

(2) 介護福祉士

(3) 介護支援専門員

(4) 社会福祉主事任用資格を有する者

3 第7条，第11条および第16条の規定は，ブランチの運営について準用する。

(委託料)

第14条 市は，受託法人に対し，予算の範囲内で委託料を支払うものとする。

(秘密の保持)

第15条 受託法人の役員もしくはその職員またはこれらの職にあった者は，利用者等の個人情報

報の保護に万全を期するとともに、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(公正・中立性の確保)

第16条 福祉拠点は、公益的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行わなければならない。

2 市および福祉拠点は、前項に定める公正および中立性の確保のため、函館市地域包括支援センター運営協議会の意見を尊重しなければならない。

(指定介護予防支援事業)

第17条 受託法人は、介護保険法第115条の22の規定により指定介護予防支援事業者の指定を受け、第12条第1項第1号に掲げる業務と一体的に、指定介護予防支援事業を行うものとする。

2 前項の指定介護予防支援事業の実施に係る基準その他必要な事項は、介護保険法、介護保険法施行規則および函館市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年函館市条例第25号）その他関係法令の定めるところによる。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別表 1

福祉拠点担当圏域

担当圏域	担当町
西部	入舟町, 船見町, 弥生町, 弁天町, 大町, 末広町, 元町, 青柳町, 谷地頭町, 住吉町, 宝来町, 東川町, 豊川町, 大手町, 栄町, 旭町, 東雲町, 大森町
中央部第 1	松風町, 若松町, 千歳町, 新川町, 上新川町, 海岸町, 大縄町, 松川町, 万代町, 中島町, 千代台町, 堀川町, 高盛町, 宇賀浦町, 日乃出町, 的場町, 金堀町, 広野町
中央部第 2	大川町, 田家町, 白鳥町, 八幡町, 宮前町, 時任町, 杉並町, 本町, 梁川町, 五稜郭町, 柳町, 松陰町, 人見町, 乃木町, 柏木町
東央部第 1	川原町, 深堀町, 駒場町, 湯浜町, 湯川町 1～3 丁目, 花園町, 日吉町 1～4 丁目
東央部第 2	戸倉町, 榎本町, 上野町, 高丘町, 滝沢町, 見晴町, 鈴蘭丘町, 上湯川町, 銅山町, 旭岡町, 西旭岡町 1～3 丁目, 鱒川町, 寅沢町, 三森町, 紅葉山町, 庵原町, 亀尾町, 米原町, 東畑町, 鉄山町, 蛾眉野町, 根崎町, 高松町, 志海苔町, 瀬戸川町, 赤坂町, 銭亀町, 中野町, 新湊町, 石倉町, 古川町, 豊原町, 石崎町, 鶴野町, 白石町
北東部第 1	富岡町 1～3 丁目, 中道 1～2 丁目, 鍛冶 1～2 丁目
北東部第 2	美原 1～5 丁目, 赤川町, 赤川 1 丁目, 亀田中野町, 北美原 1～3 丁目, 石川町, 昭和 1～4 丁目
北東部第 3	山の手 1～3 丁目, 本通 1～4 丁目, 陣川町, 陣川 1～2 丁目, 神山町, 神山 1～3 丁目, 東山町, 東山 1～3 丁目, 水元町, 亀田大森町
北部	浅野町, 吉川町, 北浜町, 港町 1～3 丁目, 追分町, 亀田町, 桔梗町, 桔梗 1～5 丁目, 西桔梗町, 昭和町, 亀田本町, 亀田港町
東部	小安町, 小安山町, 釜谷町, 汐首町, 瀬田来町, 弁才町, 泊町, 館町, 浜町, 新二見町, 原木町, 丸山町, 日浦町, 吉畑町, 豊浦町, 大潤町, 中浜町, 女那川町, 川上町, 日和山町, 高岱町, 日ノ浜町, 古武井町, 恵山町, 柏野町, 御崎町, 恵山岬町, 元村町, 富浦町, 島泊町, 新恵山町, 絵紙山町, 新八幡町, 新浜町, 銚子町, 古部町, 木直町, 尾札部町, 川汲町, 安浦町, 白尻町, 豊崎町, 大船町, 双見町, 岩戸町

別表 2

福祉拠点職員配置基準

担当圏域	地域包括支援センター運營業務					自立相談支援機関業務	
	保健師等	社会福祉士等	主任介護支援専門員等	事務職員	ランチ職員	主任相談支援員	相談支援員兼就労支援員
	常勤・専任	常勤・専任	常勤・専任	常勤・専任	常勤・選任または兼任	常勤・専任	常勤・専任
西部	1	1	1	1	/	1	2
	1 (いずれかの職種を配置)						
中央部第 1	1	1	1	1	/	1	2
	2 (いずれかの職種に重複せず配置)						
中央部第 2	1	1	1	1	/	1	2
	2 (いずれかの職種に重複せず配置)						
東央部第 1	2	2	2	1	/	1	2
東央部第 2	1	1	1	1	/	1	2
	2 (いずれかの職種に重複せず配置)						
北東部第 1	1	1	1	1	/	1	2
	1 (いずれかの職種を配置)						
北東部第 2	2	2	2	1	/	1	2
北東部第 3	2	2	2	1	/	1	2
北部	1	1	1	1	/	1	2
	2 (いずれかの職種に重複せず配置)						
東部	1	1	1	1	1	1	2